

記
一 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所 神奈川県横浜市中区小港町エリヤ一
氏名

二 通知の内容
土地区画整理法第百条第一項の規定により、
別紙のとおり使用し、または収益することを
停止します。

教示

一 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に長野県知事に審査請求することができます。

二 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に茅野市西茅野土地区画整理組合を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

三 上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に茅野市西茅野土地区画整理組合を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙は掲載を省略し、それらを茅野市宮川六二三七番地において掲示しています。

令和 年 月 日

長野県茅野市宮川六三八五番地四

土地区画整理組合

理事長

公示送達

土地区画整理法第百条第一項の規定による茅野都市計画事業西茅野土地区画整理事業の左記に記載する者に対する使用収益停止通知を送付すべき場所を確知できないため、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。